

# 一般社団法人障害者雇用企業支援協会

## 定 款

平成22年12月9日 作成

平成29年6月15日 改正

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人障害者雇用企業支援協会と称し、英文名を **Support Association for Corporate Employment of the Challenged** ( 英文略称「SACEC」) とする。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、障害者が自らの労働により自立する環境が作られることはわが国の社会にとって望ましい状態であるとの考えに基づき、その最も有効な手段である雇用の領域において、広く産業界に意識の浸透を求めるとともに、雇用を進めようとする企業に対し民間の立場から支援することを目的とし、その目的に資するための取組みとして次の事業を行う。

1. 企業に対する障害者雇用相談事業
2. 障害者特例子会社の設立支援
3. 障害者雇用相談企業のための関係機関への紹介及び取次
4. 企業内における障害者雇用への理解促進のための啓発支援事業
5. 障害者雇用に関わる諸制度の改正動向及び内容に関する情報提供
6. 障害者の雇用促進のための研究会・セミナー・講演会・企業見学会の開催及び講師派遣
7. 企業における障害者雇用の動向に関する各種調査研究と情報提供
8. 障害者の雇用促進と社会参加に関する政策提言
9. 事業目的に合致すると認められる公的若しくは非営利事業の受託
10. その他当法人の目的を達するために必要な事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 構 成 員

(構成員)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した障害者を雇用している法人、団体及び理事会の承認を受けた個人
  - 2 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体
- ② 前項のほか、当法人に次の顧問をおくことができる。  
当法人に対して功労のあった者又は企業における障害者雇用に関する理解と経験を有する者で、理事会において推薦・承認された個人

(入会)

第7条 当法人の成立後会員となるには当法人所定の申込書により申込み、理事長の承認を得なければならない。

② 理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

③ 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 当法人の正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は社員の氏名又は名称及び住所、本店又は主たる事務所の所在地を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所、本店又は主たる事務所の所在地もしくは社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって退会する。

1 社員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 社員である団体の解散

3 死亡

4 総社員の同意

5 継続して2年以上会費を滞納したとき

6 除名

② 社員の除名は、次の各号に掲げる場合など、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

1 この定款に違反したとき。

2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(会 員)

第12条 当法人の会員については、第9条及び第10条の規定は、「社員」とあるのは「会員」と読みかえるものとする。

### 第3章 社員総会

(招集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を發

するものとする。

(招集手続の省略)

第 14 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 社員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- 6 その他法令で定めた事項

(社員総会の決議の省略)

第 17 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第 20 条 当法人に次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上20名以内
- 2 監事 1名以上3名以内
- ② 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうち1名を副理事長とすることができる。
- ③ 理事のうち5名以内を業務執行理事とし、そのうちの2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 21 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から社員総会の決議によって選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

③ 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

② 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 25 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って賛成した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

## 第 5 章 理事会

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 28 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを代わるものとする。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合をのぞく。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 32 条 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所へ備え置くものとする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 35 条 理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 36 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 7 章 基 金

(基金の募集)

第 37 条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 38 条 基金の返還に係る債権には、利息は付さない。基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

② 基金の返還にかかる債権は、譲渡又は質入れ並びにその他の処分をすることはできない。

③ 基金の返還に係る債権の債権者は、当法人について、破産、民事再生手続、その

他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

(基金の返還手続き)

第 39 条 基金に係る債務の弁済は、社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人その余の債務を弁済した後に清算人がこれを行う。

## 第 8 章 定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第 40 条 当法人が定款を変更するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決によって行うことができる。

(解 散)

第 41 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1 社員総会の決議
- 2 目的に掲げる事業の成功の不能
- 3 社員が欠けたこと
- 4 合併（この法人が消滅する場合の合併に限る）
- 5 破産手続き開始の決定
- 6 解散を命ずる裁判

② 前項第 1 号に掲げる事由によって解散するときは、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる承諾を得なければならない。

(合 併)

第 42 条 当法人が合併をしようとするときは、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる承諾を得なければならない。

## 第 9 章 委員会

(委員会)

第 43 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- ② 委員会の委員は、社員、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- ③ 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③ 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- ④ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 45 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都北区王子2丁目6番10号

村山 孝雄

茨城県土浦市富士崎一丁目7番10号

荒井 一雄

東京都小金井市貫井南町5丁目21番17号

畠山 千蔭

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 荒井 一雄

設立時理事 鬼怒川 聡

設立時理事 斉藤 好

設立時理事 中村 治

設立時理事 中山 義樹

設立時理事 難波 英勝

設立時理事 畠山 千蔭

設立時理事 細野 隆之

設立時理事 細谷 賢一

設立時理事 宮田 邦彦

設立時理事 村山 孝雄

設立時監事 齋藤 順治

(設立時の代表理事)

第47条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都北区王子2丁目6番10号

設立時代表理事 村山 孝雄

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令の定めるところによる。

【平成29年6月15日 下記条文を改正】

第8条 (入会金及び会費)、第19条 (社員総会議事録)、第33条 (理事会議事録)